

令和8年度石川県小規模事業者AⅠ活用実践研修事業業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

通し 番号	項目	質問内容	回答
1	実施要領－2、5－ (3)－④	実施要領2及び5(3)④について、現在、法人設立の登記手続中で、今週又は来週に完了する予定です。参加資格の確認基準日はいつでしょうか。申込期限までに登記が完了しない場合、又は登記は完了しても履歴事項全部証明書の取得が間に合わない場合に、応募は可能でしょうか。可能な場合の代替書類及び提出期限をご教示ください。	参加資格は、企画提案書の提出期限(令和8年10月15日)時点で満たしている必要があります。同日までに参加資格等確認用書類を提出できない場合は、受け付けることができません。
2	実施要領－5－ (2)	実施要領5(2)のメールによる提出について、添付ファイルの形式はPDFでよろしいでしょうか。受信できる添付ファイルの容量に上限がある場合は、その上限と、超える場合の提出方法をご教示ください。	PDFで構いません。メールの受信上限は20MB程度ですが、超過する場合は別途ファイル受け渡しのシステムをご案内しますので、その旨ご連絡ください。
3	実施要領－5－ (2)	実施要領5(2)及び様式4について、代表者が自署した誓約書をスキャンしたPDFをメールに添付して提出すればよいでしょうか。紙の原本の提出も必要な場合は、提出期限及び提出方法をご教示ください。	自署した誓約書をスキャンしたPDFを、メールに添付して提出いただければ差し支えありません。原本の提出は不要です。
4	実施要領－5－ (3)－①	応募者欄に印鑑は必要でしょうか。	押印は不要です。
5	実施要領－5－ (3)－③	企画提案書のページ数の上限や、様式の指定はございますでしょうか。	ページ数の上限及び様式の指定はありません。審査は書面により行うため、企画提案書のみで提案内容を把握できるように作成ください。
6	実施要領－5－ (3)－④	実施要領5(3)④の「県税の滞納がないことの証明書」について伺います。石川県内に事業所がなく、石川県税の納税義務がない事業者の場合、(a)石川県の県税事務所が発行する納税証明書を提出する、(b)本店所在地の都道府県が発行する法人事業税・法人住民税の納税証明書で代える、のどちらで提出すればよろしいでしょうか。	本店所在地の都道府県が発行する法人事業税・法人住民税の納税証明書を提出ください。
7	実施要領－5－ (3)－④	石川県税の課税がない事業者について、「県税の滞納がないことの証明書」として提出すべき証明書及びその発行自治体をご教示ください。	
8	実施要領－5－ (3)－④	弊社は県外に本店があり、石川県内に事業所がないため、石川県税の納税義務がありません。この場合、本店所在地の都道府県が発行する納税証明書を提出することでよろしいでしょうか。	
9	実施要領－5－ (3)－④	石川県内に事業所を有しない法人は、本店を置いている都道府県が発行する納税証明書を提出すればよいでしょうか。	
10	実施要領－5－ (3)－④	参加資格確認用書類の「県税の滞納がないことの証明書」について、石川県内に事業所を持たない法人の場合、本店所在地の都道府県税の納税証明書をもって代えることは可能でしょうか。	
11	実施要領－5－ (3)－④	石川県内に事業所がなく、石川県税の課税対象となっていない県外法人の場合、「県税の滞納がないことの証明書」は本店所在地の都道府県が発行する証明書でよいでしょうか。石川県発行の証明書が必要な場合、課税実績のない法人の提出方法をご教示ください。	設立時の貸借対照表又は直近の試算表のいずれかを提出ください。
12	実施要領－5－ (3)－④	弊社は現在第1期の事業年度中のため、決算書がまだありません。「最新の決算書」の代わりに、設立時の貸借対照表または直近の試算表を提出することでよろしいでしょうか。代わりとなる書類の指定があれば教えてください。	
13	実施要領－5－ (3)－④	第1期決算前のため「最新の決算書」が存在しません。この場合、「最新の決算書」に代えて、どのような資料を提出すればよいでしょうか。	
14	実施要領－5－ (3)－④	実施要領5(3)④について、設立後まだ最初の決算期を迎えておらず、「最新の決算書」がない法人は、どのような代替書類を提出すればよいでしょうか。	

通し 番号	項目	質問内容	回答
15	実施要領－５－ （３）－④	「県税の滞納がないことの証明書」について、当社は 設立初年度で第1期の確定申告期限前ですが、この場 合、どのような書類を提出すればよいでしょうか。	本店所在地の都道府県が発行する納税証明書を提出く ださい。発行を受けられない場合は、法人設立届出書 の写しを提出ください。
16	実施要領－５－ （３）－④	実施要領５（３）④について、県外に本店を置き、石 川県に事業所及び県税の納税義務がない法人の場合、 「県税の滞納がないことの証明書」は本店所在地の都 道府県が発行する納税証明書でよいでしょうか。新設 により課税実績がない場合の必要書類もご教示くだ さい。	
17	実施要領－５－ （３）－④	設立初年度であることにより通常の提出書類を用意で きない場合に、代替して提出すべき資料がございま したら、併せてご教示いただけますと幸いです。	法人登記簿謄本及び定款は、通常どおり提出くださ い。
18	実施要領－５－ （３）－④	実施要領「５（３）提出書類及び部数」④に「法人登 記簿謄本（履歴事項全部証明書）」及び「定款」とご ざいますが、法人格を有しない個人事業主が参加す る場合、これらに代わる書類として、開業届の写し及び 直近の確定申告書の写し等の提出で差し支えないで しょうか。	差し支えありません。
19	実施要領－５－ （３）－④	税の納税証明書及び法人登記簿謄本について、発行日 からの有効期間はありますでしょうか。	発行日からの有効期間は定めていません。ただし、発 行日から相当の期間が経過していると県が判断した場 合は、改めて提出を求めることがあります。
20	実施要領－５－ （５）－②	実施要領５（５）②の再委託について伺います。研修 講師として、受託者と業務委託契約を結ぶ個人の講師 を配置する場合、これは再委託に当たりますでしょ うか。当たる場合は、企画提案書にその業務内容と金額 を明記する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり。再委託に当たりますので、業務内容 と金額を記載ください。
21	実施要領－５－ （５）－②	実施要領「５（５）留意事項」②に再委託先がある場 合の記載がございしますが、再委託が認められる業務の 範囲についてご教示ください。特に、会場運営及び事 務局業務（受講者との連絡、出欠管理、成果物の取り まとめ等）の再委託は可能でしょうか。	会場運営及び事務局業務の一部を再委託することは可 能です。ただし、業務の全部又は主たる部分を一括し て再委託することはできません。
22	実施要領－５－ （５）－②	AIエージェント実装経験者を外部講師又は再委託先と して配置できますか。提案時に必要な略歴・実績資 料、同意書、事前承認等があればご教示ください。	配置できます。再委託に当たる場合は、業務内容と金 額を記載ください。提案時に指定の様式や同意書、事 前承認は求めません。
23	実施要領－１０－ （４）	実施要領10(4)に「企画提案書による提案内容は、石川 県に帰属する」とあります。受託者が従来から保有す るカリキュラムや教材等の権利は、受託者に留保され るものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおり。受託者が従前から保有するカリキュ ラムや教材等の権利は、受託者に留保されます。
24	実施要領－１０－ （４）、仕様書－７	仕様書7に掲げる成果物に加えて、研修教材や各社が構 築したAIエージェントの設定データ等の納品は必要で しょうか。また、実施要領10（４）の「企画提案書によ る提案内容は、石川県に帰属する」との規定につい て、受託前から保有する教材・テンプレート・ノウハ ウ及び参加事業者が作成したものへの適用範囲をご教 示ください。	仕様書7に掲げる成果物以外の納品は求めません。実 施要領10（４）の規定は、提出された企画提案書を県 が本事業の実施に用いることができる旨を定めたもの であり、受託者が従前から保有する教材・テンプレ ート・ノウハウの権利を県に移転するものではありません。
25	仕様書－２、４－ （２）	本事業における「AIエージェント」について、最低限 求められる機能・構成をご教示ください。例えば、業 務用に設定した対話型ツールや、あらかじめ定めた手 順に沿って処理するAIワークフローも対象となるの か、外部サービスとの連携や自律的な処理実行等を必 須とするのかを確認したく存じます。	特定の機能・構成を必須とはしません。受講者が自社 の経営課題の解決のために業務へ組み込み、研修終了 後も自ら運用・改善できるものであれば、業務用に設 定した対話型ツールやAIワークフローも対象として差 し支えありません。受講者の実態に応じた実装の水準 を提案ください。

通し 番号	項目	質問内容	回答
26	仕様書－２、４－ （２）	仕様書第2項及び第4項（2）に記載の「AIエージェント」について、想定する機能や具体的な活用例があればご教示ください。既存の生成AIサービスやノーコードツールを用いて構築する仕組みも対象となりますか。また、研修終了時の到達水準は、自社業務で試行できる状態、又は実業務で継続運用している状態のいずれを想定していますか。	特定の機能・構成を必須とはしません。既存の生成AIサービスやノーコードツールを用いて構築する仕組みも対象として差し支えありません。研修終了時には、参加事業者が作成したものを自社の実業務で試行し、研修終了後も自ら運用・改善できる状態に至ることを目指します。
27	仕様書－２、４－ （２）	本事業で目指す「AIエージェントの実装」の最低限の到達水準をご教示ください。想定する具体例があれば併せてご教示ください。	参加事業者が作成したものを自社の実業務で試行し、研修終了後も自ら運用・改善できる状態に至ることを目指します。受講者の実態を踏まえて提案ください。
28	仕様書－２、４－ （３）、７	本業務の成果要件として、「実装」は試作品の動作確認、実業務での試行、継続的な運用開始のどの段階までを求めるのでしょうか。また、各社の最低実装件数や、業務時間削減等の効果測定について、必須の確認項目・測定方法があればご教示ください。	参加事業者が作成したものを自社の実業務で試行し、研修終了後も自ら運用・改善できる状態に至ることを目指します。各社の最低実装件数及び効果測定の必須項目は定めていません。
29	仕様書－２、３－ （１）	受講者の業種・地域、生成AIの利用経験、PC操作の習熟度について、県が想定する受講者像があればご教示ください。また、仕様書に記載の令和8年5月実施のセミナーアンケートについて、研修設計の参考となる集計資料を、個社が特定されない形で提供いただくことは可能でしょうか。	業種・地域は限定しません。生成AIの利用経験はあるものの、自社業務への活用には至っていない層を主に想定しています。ただし、利用経験やPC操作の習熟度には個人差があると考えています。アンケートの集計資料は提供できません。
30	仕様書－２、３－ （１）	仕様書２に令和８年５月のセミナーアンケート結果（71%）の記載がありますが、受講対象となる小規模事業者の現在のAI活用状況・ITリテラシーの水準（業種、AIツールの利用経験、PC等の利用環境など）について、把握されている情報をご教示いただくことは可能でしょうか。また、当該アンケート結果を企画提案の参考として提供いただくことは可能でしょうか。	
31	仕様書－２、３－ （１）	受講者の業種、地域及びAI・ITスキルについて、想定又は参加条件はありますか。また、課題や利用環境を把握するための事前アンケート・面談を実施計画に組み込んでよいでしょうか。参考として、仕様書「２」に記載の令和８年５月のセミナーのアンケート結果等をご提供いただくことは可能でしょうか。	業種・地域は限定しません。生成AIの利用経験はあるものの、自社業務への活用には至っていない層を主に想定しています。事前アンケートや面談を実施計画に組み込むことは差し支えありません。アンケートの集計資料は提供できません。
32	仕様書－３－（１）	受講者の募集は受託者で行うのか。それとも、石川県や商工会議所で行っていただけるのか。また、応募超過の場合、どのように選定を行うのか。	募集は県で実施します。応募多数の場合は、県が選定します。
33	仕様書－３－ （１）、３－（２）	受講企業はどのような基準・方法で選定されますか。また、受託者が受講者と事前に面談（ヒアリング等）を行う必要はありますか。必要な場合は、その範囲（社数・時期）をご教示ください。	受講企業は、県が選定します。受託者による事前面談は必須としませんが、実施する場合は、企画提案書に記載ください。
34	仕様書－３－ （１）、３－（２）	参加事業者の募集・広報、申込受付及び選定について、県と受託者の役割分担をご教示ください。また、受講条件として、基本的なPC操作ができること、必要なAIツールのアカウントを準備すること、ワークショップの合間に自社で試作・検証に取り組めること等を設定することは可能ですか。	参加事業者の募集・広報、申込受付及び選定は、いずれも県で実施します。受講条件について、必要と考える条件があれば企画提案書に記載ください。
35	仕様書－３－ （１）、３－（２）	受講者の募集・広報、申込受付及び参加事業者の選定は、県と受託者のどちらが担当する想定でしょうか。受託者が担当する場合、県及び支援機関による周知協力の範囲、応募超過時の選定方針、募集人数に達しない場合の対応をご教示ください。	受講者の募集・広報、申込受付及び参加事業者の選定は、いずれも県で実施します。応募多数の場合の選定及び定員に達しない場合の追加募集も、県で実施します。
36	仕様書－３、４	受講者の募集・広報、申込受付、参加事業者の選定、受講確定後の連絡について、県と受託者の役割分担をご教示ください。また、15社程度の参加事業者を確保するための募集活動は、受託業務に含まれるでしょうか。	受講者の募集・広報、申込受付及び参加事業者の選定は県で実施するため、募集活動は委託業務に含まれません。受講確定後の受講者への連絡は、契約締結後に県と協議して役割分担を定めます。

通し 番号	項目	質問内容	回答
37	仕様書－３、４	受講事業者15社程度の募集と選定について、県と受託者の役割分担をご教示ください。募集告知、申込受付、参加者選定、定員未達時の追加募集は、どちらの担当ですか。県や商工会議所・商工会等による募集協力は受けられますか。	募集告知、申込受付、参加者選定及び定員未達時の追加募集は、いずれも県で実施します。募集に当たっては、県から商工会議所・商工会等の支援機関に周知の協力を依頼する予定です。
38	仕様書－３、４	仕様書「４ 委託業務の内容」には受講者の募集に関する記載がございませんが、研修受講者（15社程度）の募集及び選定は、県が実施されるものと理解してよろしいでしょうか。受託者が担う場合は、その範囲（広報の実施、申込の受付、受講者の選定）についてご教示ください。	
39	仕様書－３、４	受講企業（15社程度）の募集・選定は、県または商工会議所・商工会等で行われるものと理解してよろしいでしょうか。受託者に募集業務が含まれる場合は、その範囲をご教示ください。	ご認識のとおり。県で実施します。
40	仕様書－３－（２）	仕様書３（２）の参加事業者（15社程度）について、募集の広報、申込の受付、参加事業者の選定は、県が行うものでしょうか。委託業務に含まれる場合は、受託者が担う範囲（募集案内の作成、申込受付、選定案の作成など）をご教示ください。	
41	仕様書－３－（３）	仕様書３（３）の「受講者が使用するＡＩツール」について、使用するツールは受託者が提案し、県と協議して決める理解でよろしいでしょうか。県として想定または指定されているツールがある場合は、ご教示ください。	
42	仕様書－３－（３）	研修で利用するAIツール及び契約プランは、受託者から提案することでよろしいでしょうか。使用するツール・サービスについて県の指定又は制限があればご教示ください。	
43	仕様書－３－（３）	研修で使用するＡＩツール・ＡＩエージェントの構築ツールについて、県としての指定や使用不可とする条件（特定サービスの指定、有料・無料の別、セキュリティ要件など）はございますか。指定がない場合、受託者が選定してよろしいでしょうか。	ご認識のとおり。県からの指定はありませんので、事業実施に最適なツールを提案ください。
44	仕様書－３－（３）	本事業で使用する生成AIサービス又はAIエージェントの開発環境について、県が想定する特定の製品・サービスはありますか。指定がない場合、受託者が受講者の業務・費用負担等を踏まえて選定・提案してよいでしょうか。	
45	仕様書－３－（３）	ライセンス料は受託者の負担とする、と記載があるが、使用するツールの指定は検討されているか。また、受講者が無料版ライセンスで参加することを可能とする予定か。	仕様書３（３）のとおり、ライセンス料は受講者の負担とします。使用するツールについて、県の指定はありません。無料版の利用の可否を含め、提案ください。
46	仕様書－３－（３）	受講者が使用するAIツールのライセンス料は受講者負担とされていますが、サブスクリプション料金に加え、API従量料金や外部連携サービス等の利用料金も受講者負担でしょうか。また、講師の実演用アカウント及び伴走支援用ツールの利用料金は委託費に計上してよいでしょうか。	API従量料金や外部連携サービス等の利用料金も、受講者の負担とします。講師の実演用アカウント及び伴走支援用ツールの利用料金は、委託費に計上して差し支えありません。
47	仕様書－３－（３）、３－（６）	見積に含める経費（会場費、講師旅費、オブザーバー対応、成果発表会の運営費等）の想定範囲をご教示ください。また、AIツールのライセンス料は受講者負担とありますが、受託者が検証用に用意するライセンスは委託費に含めてよろしいでしょうか。	本事業の実施に必要な経費は、全て委託費に含めてください。受託者が検証用に用意するライセンス料は、本事業の実施に必要なものであれば、委託費に含めて差し支えありません。
48	仕様書－３－（３）、３－（６）	受講者のPCは、受講者が用意する認識で問題ないか。講師用のPCは、受託者側で用意する認識で問題ないか。また、Wi-Fiは会場のフリーWi-Fiを使用する想定で問題ないか。	ご認識のとおり。受講者のPCは受講者が、講師用のPCは受託者が用意してください。通信環境は、会場の状況を踏まえ、ワークショップの実施に支障のない方法を提案ください。
49	仕様書－３－（３）、３－（６）	受講者が使用するPCは各自持参を前提としてよいでしょうか。また、仕様書第3項（３）ではAIツールのライセンス料を受講者負担としていますが、実装・試行に必要なAPI利用料、外部連携サービス利用料、クラウド利用料等も同様に受講者負担としてよいでしょうか。	ご認識のとおり。受講者のPCは各自の持参を前提とし、API利用料、外部連携サービス利用料、クラウド利用料等も受講者の負担とします。

通し 番号	項目	質問内容	回答
50	仕様書－３－（４）	ワークショップ・成果発表会の時間に指定はあるか。（半日間や1日間など）	ワークショップ及び成果発表会の時間について、県の指定はありませんので、提案ください。
51	仕様書－３－（５）、３－（６）、４－（１）	ワークショップの各回の所要時間、開催地域及び候補日について、県としての指定又は希望があればご教示ください。また、受講用PCは受講者による持参を前提としてよいでしょうか。	開催地域・会場、各回の所要時間及び日程は、いずれも県の指定はありませんので、提案ください。受講用PCは、受講者の持参を前提として差し支えありません。
52	仕様書－３－（５）、３－（６）、４－（１）	全４回のワークショップについて、１回あたりの想定時間、開催曜日（平日／土日）、想定する開催地域（金沢市内のみか、県内複数地域か）をご教示ください。	１回あたりの時間、開催曜日及び開催地域は、いずれも県の指定はありませんので、受講者が参加しやすい設定を提案ください。
53	仕様書－３－（５）、３－（６）、４－（１）	開催曜日・時間帯、各回の開催間隔及び開催地域に県の想定又は条件はありますか。全４回を同一会場で開催する提案は可能でしょうか。また、成果発表会は第４回とは別日開催を想定していますか、それとも同日開催も可能でしょうか。	開催曜日・時間帯、各回の開催間隔及び開催地域について、県の指定はありませんので、提案ください。全４回を同一会場で開催することは差し支えありません。成果発表会は、第４回とは別日に開催することを想定しています。
54	仕様書－３－（６）	会場は受託者が確保するとの記載を確認しております。開催地域・会場設備（通信環境、電源、投影設備等）について指定又は最低条件はありますか。会場使用料及び必要な設備・回線の費用は、全て委託料上限500万円に含める理解でよいですか。また、県等の施設の紹介・利用支援の有無をご教示ください。	開催地域・会場設備の指定はありませんので、提案ください。会場使用料及び必要な設備・回線の費用は、委託費に含めてください。県の施設については、契約締結後、必要に応じて紹介しますが、使用料の減免や優先使用といった利用支援はありません。
55	仕様書－３－（６）	会場の希望地域、必要席数、Wi-Fi・電源・投影設備等の必須条件をご教示ください。また、県施設等のご紹介いただく又は利用させていただくことは可能でしょうか。	開催地域・必要席数・会場設備の指定はありませんので、提案ください。県の施設については、契約締結後、必要に応じて紹介しますが、使用料の減免や優先使用といった利用支援はありません。
56	仕様書－３－（６）	仕様書３（６）の実施場所について、ワークショップ全４回と成果発表会は、県内の同じ会場で開催する想定でよろしいでしょうか。複数の地域での開催を想定されている場合は、回数と地域をご教示ください。あわせて、ワークショップのオブザーバーと成果発表会の聴講者の想定人数がありましたら、ご教示ください。	実施会場も含めて提案ください。実施に当たっては、受託者において会場を確保してください。ワークショップのオブザーバーの人数は未定ですが、数人程度を想定しています。成果発表会の規模は、会場と合わせて提案ください。
57	仕様書－３－（６）	仕様書「３（６）実施場所」に「会場については受託者が確保する」とございますが、ワークショップ全４回及び成果発表会の会場使用料は、委託費の対象に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。あわせて、成果発表会について、聴講者を含めた想定人数の目安がございましたらご教示ください。	ご認識のとおり。会場使用料は委託費の対象に含まれます。成果発表会の規模は、会場と合わせて提案ください。
58	仕様書－３－（６）	仕様書３（６）に「会場については受託者が確保する」とありますが、会場費は委託費に含めるものと理解してよろしいでしょうか。また、県・商工会議所・商工会等が保有する会場を利用できる場合の条件（使用料、設備、収容人数等）があればご教示ください。	ご認識のとおり。会場費は委託費に含めてください。県の施設については、契約締結後、必要に応じて紹介しますが、使用料の減免や優先使用といった利用支援はありません。商工会議所・商工会等が保有する会場の利用条件は、各団体にお問い合わせください。
59	仕様書－３－（６）	ワークショップ４回及び成果発表会の５日程の実施会場は、全て同一会場で問題無いか。（金沢市内を想定）	差し支えありません。
60	仕様書－３－（６）、４－（２）	実習用パソコンは受講者の持参を前提としてよいでしょうか。持参できない受講者への貸出端末、会場のインターネット回線及び実習に必要な機器等の確保は、受託者の業務・委託費に含める必要がありますか。	受講用PCは、受講者の持参を前提として差し支えありません。会場のインターネット回線及び実習に必要な機器等の確保は受託者の業務とし、その費用は委託費に含めてください。持参できない受講者への貸出端末の要否は、提案ください。
61	仕様書－４－（１）、４－（２）	各回の所要時間について、県の想定又は最低限必要な時間数はありますか。休憩を含む全体の拘束時間と、講義・実習・共有に充てる実施時間を区分してご教示ください。「講義形式の時間は最小限」との条件を踏まえ、具体的な時間配分は受託者の提案に委ねられるとの理解でよいでしょうか。	ご認識のとおり。各回の所要時間及び時間配分について、県の想定や最低限必要な時間数はありませんので、提案ください。

通し 番号	項目	質問内容	回答
62	仕様書－４－（２）	「受講者に代わって作業を行わず」との規定について、受講者自身が操作することを前提に、講師があらかじめ作成したテンプレートを配布し、受講者が自社用に修正して実装する方式は可能でしょうか。また、アカウントの初期設定や外部サービスとの接続設定等について、受託者が行うことのできる補助の範囲をご教示ください。	可能です。アカウントの初期設定や外部サービスとの接続設定の補助は差し支えありませんが、受講者が設定内容を理解し、研修終了後も自ら管理できるよう配慮してください。
63	仕様書－４－（２）	「受講者に代わって作業を行わず」との規定について、受講者自身が操作する前提で、共通テンプレートの提供、画面共有による助言及び不具合の原因調査を行うことは可能でしょうか。受託者による設定・修正の代行を認めない範囲をご教示ください。	いずれも可能です。設定・修正は受講者自身が操作することを原則とし、研修終了後も受講者が自ら運用・改善できるよう配慮してください。
64	仕様書－４－（２）	ワークショップに受講者が欠席した場合の取扱い（補講や録画の提供の要否、代理出席の可否、１社２名のうち１名のみの出席、欠席回数による修了要件の有無等）をご教示ください。	欠席者への対応及び修了要件について、県の指定はありませんので、提案ください。
65	仕様書－４－（２）	同じ受講者が全４回に継続参加することを原則とする理解でよいでしょうか。同一企業内での参加者交代や、やむを得ない欠席時のオンライン参加を認める想定はありますか。また、欠席者への補講・個別フォローは必須業務でしょうか。必須の場合、その方法・範囲をご教示ください。	ご認識のとおり。参加者の交代、オンライン参加及び欠席者への補講・個別フォローについて、県の指定はありませんので、提案ください。
66	仕様書－４－（２）	ここで記載されている「AIエージェント」とは、プリセット型を指しているか、ワークフロー型を指しているか。※プリセット型：Agent Builder, Gem, GPTs ※ワークフロー型：Copilot Studio, Agent Studio	特定の型を指すものではありません。受講者が自社の経営課題の解決のために業務へ組み込み、研修終了後も自ら運用・改善できるものであれば、いずれの型も対象として差し支えありません。
67	仕様書－４－（２）	プリセット型の場合、GemとGPTsに関しては既に終了することが発表されているが、「スキル」などの別の方法に切り替えることを検討されているのか。	県から特定のツールや方法を指定する予定はありません。各ツールの提供状況を踏まえ、提案ください。
68	仕様書－４－（２）、４－（３）	各回の構成及び計画シートの相互共有を満たしたうえで、全社一斉の実習、個社別の作業・助言、複数社によるグループワークの組合せは、受託者が提案してよいでしょうか。必須とする実施方法があればご教示ください。また、習熟度や業務課題に応じたグループ分けは可能でしょうか。	ご認識のとおり。必須とする実施方法はありませので、提案ください。習熟度や業務課題に応じたグループ分けも差し支えありません。
69	仕様書－４－（３）、４－（５）、４－（６）	計画シートの相互共有及び成果発表に当たり、各社の機密情報等を除外・匿名化して共有する運用でよろしいでしょうか。また、AIツールへの情報入力、受講者・オブザーバーの守秘、提出する成果資料の公開範囲について、県が指定するルールや同意書等の様式があればご教示ください。	機密情報等を除外・匿名化して共有する運用で差し支えありません。県が指定するルールや様式は現時点ではありません。これらは、受託者の案を基に契約締結後に協議して定めます。
70	仕様書－４－（３）、４－（６）、７	各社の経営課題や業務データを扱う際の、生成AIへの入力、データ保存及び相談ツールの利用について、県の指定基準はありますか。また、計画シートの相互共有・オブザーバーへの開示・成果物提出に際し、企業の機密情報や個人情報を匿名化又は非開示とする取扱いが可能でしょうか。	
71	仕様書－４－（４）	ワークショップ期間中の相談体制（チャット等）について、使用するツールの指定はございますか。指定がない場合、受託者が選定してよろしいでしょうか（受講者が既に利用しているツールの利用可否を含む）。	県の指定はありませんので、受託者が選定のうえ提案ください。受講者が既に利用しているツールの利用も差し支えありません。
72	仕様書－４－（４）、５－（３）	ワークショップの合間の相談対応について、対応時間帯、返信までの目安及び各社への支援回数・時間に最低条件はありますか。また、チャット等に加えて個別の対面支援・事業所訪問を必須とする想定でしょうか。第４回終了後から成果発表会までの支援も対象となりますか。	対応時間帯、返信までの目安及び支援回数・時間について、県の指定はありませんので、提案ください。個別の対面支援や事業所訪問は必須ではありません。第４回終了後から成果発表会までの支援の有無を含めて提案ください。

通し 番号	項目	質問内容	回答
73	仕様書－４－ （４）、５－ （３）、６	全４回のワークショップとは別に、企業訪問や個別相談等の対面支援を実施することについて、想定する対象社数・回数があればご教示ください。また、チャット等による相談対応はワークショップ実施期間中のみか、研修終了後から履行期限までの対応も含むのか、対応期間・時間帯等の指定があればご教示ください。	企業訪問等の対面支援について、対象社数・回数の指定はありません。必要な体制を提案ください。チャット等による相談対応は、第１回から第４回までのワークショップ期間中を必須とし、成果発表会までの対応の有無を含めて提案ください。
74	仕様書－４－ （４）、６	仕様書第３項（４）及び第４項（４）の伴走支援・相談対応について、対応が必要な期間は、初回ワークショップから第４回まで、成果発表会まで、又は履行期限までのいずれでしょうか。また、履行期限後に、作成したAIエージェントの保守や相談対応を行う義務はありますか。	第１回から第４回までのワークショップ期間中を必須とし、成果発表会までの対応の有無を含めて提案ください。履行期限後の保守や相談対応の義務はありません。
75	仕様書－４－（５）	発表企業の選定、とあるが、参加企業のすべてが発表するわけではない、という理解で良いか。	ご認識のとおり。
76	仕様書－４－（５）	成果発表会は支援機関その他の関係者が聴講できる形式とあるが、実施形式はオンラインを想定しているか。また、その場合の配信環境は受託者が用意する必要があるか。	開催形式について、県の指定はありませんので、提案ください。オンラインで配信する場合は、受託者が配信環境を用意してください。
77	仕様書－４－（５）	成果発表会について、発表企業数、聴講者数、所要時間及び開催地域の想定はありますか。対面開催を必須とするか、オンライン配信を併用するか、また聴講者の募集・受付及び周知を受託者が担うかをご教示ください。	発表企業数、聴講者数、所要時間、開催地域及び開催形式について、県の指定はありませんので、運営可能な規模と合わせて提案ください。聴講者の募集・受付及び周知の役割分担は、契約締結後に県と協議して定めます。
78	仕様書－４－ （５）、４－（６）	成果発表会について、想定する発表企業数、聴講者数、開催形式（対面のみ、オンライン併用等）及び録画・配信の要否をご教示ください。また、会場及び運営体制の検討に当たり、各回のワークショップで受け入れるオブザーバーの想定人数をご教示ください。	ワークショップのオブザーバーは人数未定ですが、数人程度を想定しています。成果発表会の発表企業数、聴講者数、開催形式及び録画・配信の要否についても、運営可能な規模と合わせて提案ください。
79	仕様書－４－ （６）、５－（４）	商工会議所・商工会等との連携について、県から紹介又は調整いただける支援機関はありますか。募集周知の協力に加え、個別企業への伴走支援への参画までを想定していますか。また、会場規模を見積もるため、オブザーバーの概算人数及び実習参加の有無をご教示ください。	受講者募集の周知に当たっては、県から商工会議所・商工会等の支援機関に協力を依頼する予定です。個別企業への伴走支援への参画を含め、その他の連携については、提案内容を踏まえ、契約締結後に協議します。オブザーバーは人数未定ですが、数人程度を想定しており、実習への参加は想定していません。
80	仕様書－５－ （１）、５－（２）	最大１５社・３０名の実習支援について、各回に配置する講師及び操作支援を行う補助スタッフの最低人数、又は１人が担当する企業数に条件はありますか。必要な専門性と対面支援体制を満たしたうえで、人数・役割分担は受託者が提案してよいでしょうか。	ご認識のとおり。最低人数等の条件はありませんので、提案ください。
81	仕様書－５－（３）	仕様書５(３)の「県内において対面による支援を継続的に実施できる体制」について、県外に本店がある事業者が、講師を県内に派遣してワークショップ全４回と成果発表会を対面で実施する形でも、要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。県内に事業所を置くことが必要かどうかを教えてください。	講師・運営担当を派遣・現地配置する体制で差し支えありません。県内拠点の設置及び県内常駐者の確保は必須ではありません。
82	仕様書－５－（３）	県外事業者が各開催日に講師・運営担当を現地配置し、全４回と成果発表会を対面で実施する体制で要件を満たしますか。契約期間中の県内拠点設置又は県内常駐者の確保は必要でしょうか。	
83	仕様書－５－（３）	石川県内に支店・営業所等がない場合でも参加は可能でしょうか。また、県内の会場確保や運営について、県内の事業者等と連携した体制（再委託を含む）とすることは可能でしょうか。	県内に支店・営業所等がない場合でも参加は可能です。県内の事業者等と連携した体制とすることも差し支えありません。再委託する場合は、業務内容と金額を記載ください。
84	仕様書－５－（３）	「県内において対面による支援を継続的に実施できる体制」とあるが、ワークショップの合間の相談はチャットを用いたオンラインと認識している。チャットでのサポート体制の他に、対面でのサポート体制を設ける必要があるのか。	チャット等による相談体制のほかに、対面による支援体制を設けることは必須ではありません。ワークショップの合間の支援の方法を含め、継続性を確保する方法を具体的に提案ください。

通し 番号	項目	質問内容	回答
85	仕様書－５－（３）	仕様書第5項（３）の「県内において対面による支援を継続的に実施できる体制」について、県外の講師等が全4回のワークショップに現地で対応し、合間の伴走支援をオンライン面談やチャット等で行う体制でも要件を満たしますか。ワークショップ以外の対面相談や個社訪問が必須であれば、その内容・頻度の想定をご教示ください。	差し支えありません。ワークショップ以外の対面相談や個社訪問は必須ではありません。
86	仕様書－５－（４）	商工会議所、商工会その他の支援機関について、県が既に連携を予定している機関があればご教示ください。また、連携先の紹介、協力依頼、受講者募集の周知等について、県から受けられる協力の範囲をご教示ください。	受講者募集の周知に当たっては、県から商工会議所・商工会等の支援機関に協力を依頼する予定です。その他の連携先や協力依頼については、提案内容を踏まえ、契約締結後に協議します。
87	仕様書－５－（４）	商工会議所、商工会等との連携について、過去の実施実績等から必須と想定している業務はあるか。	必須とする業務はありません。
88	仕様書－７	本業務で使用する教材のうち、受託者が従前から保有している教材・資料の著作権は、受託者に留保される理解でよろしいでしょうか。仕様書７の成果物の著作権の取扱いとあわせてご教示ください。	受託者が従前から保有している教材・資料の著作権は、受託者に留保されます。また、仕様書７の成果物の著作権も受託者に帰属しますが、県の広報等での使用を認めていただきます。
89	仕様書－２、７	成果検証について、実装企業数や業務時間の削減等、県が指定する指標・達成条件はありますか。また、「各回の開催記録」及び業務実施報告書に必要な記録の範囲をご教示ください。写真・出席記録等に加え、動画収録、操作マニュアル又は作成したAIエージェント自体の納品も必要でしょうか。	県が指定する指標・達成条件はありません。各回の開催記録及び業務実施報告書には、実施内容、出席状況及び写真等、実施状況が確認できる記録を含めてください。動画収録、操作マニュアル及び作成したAIエージェント自体の納品は求めません。
90	その他	契約保証金の要否と、委託料の支払時期（業務完了後の一括払い、前金払・部分払の有無）をご教示ください。	契約保証金の要否及び委託費の支払方法は、契約締結交渉時に協議します。なお、必要に応じて前金払又は概算払の適用も可能です。
91	その他	委託費の支払時期についてご教示ください。業務完了後の精算払となるのか、前払金又は概算払の制度の適用が可能かをお知らせください。	